ふるさと納税について

平成29年11月20日

会派「創新」活動報告会

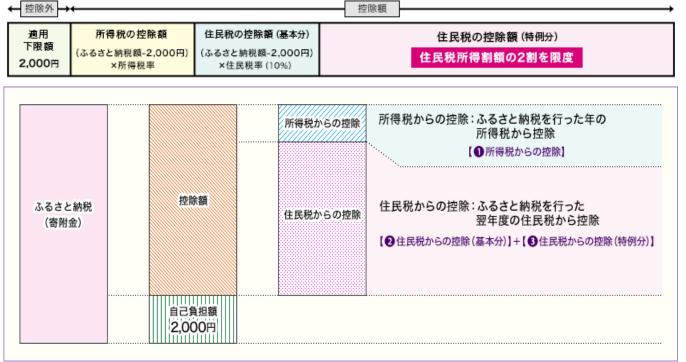
ふるさと納税・応援寄付金とは

- ふるさとや応援したい自治体へ寄付をした個人や法人の納税額を 軽減する制度。
- 改正地方税法が施行した2008年度から個人向け制度が始まった。 (2016年からは企業版ふるさと納税制度(地方創生応援税制)も 始まった)
- 自分の育ったふるさとを応援するという趣旨から<u>ふるさと納税</u>と いう名称であるが、全国どの自治体へも寄付できる。
- 個人は寄付額から2000円を差し引いた額について、年収などに応じて限度額まで個人住民税や所得税から控除される。
- 寄付先が五つまでなら確定申告は不要である。
- 納税者が税の使い道を指定することも可能。
- ふるさと納税を支援するインターネットのサポート支援サービス の普及(クレジット決裁可能)により納税額が大幅に増えた。

ふるさと納税の仕組み

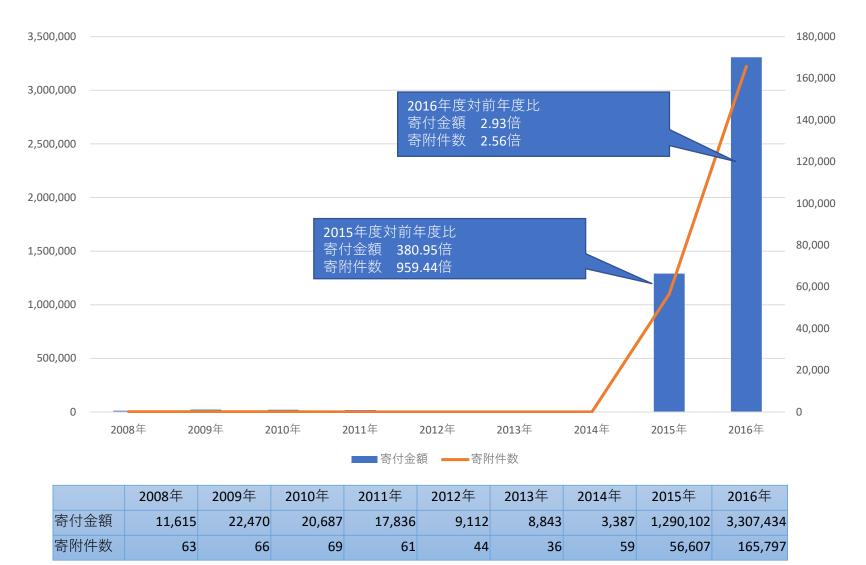
ふるさと納税とは、自分の選んだ自治体に寄附(ふるさと納税)を行った場合に、寄附額のうち2,000円を越える部分について、所得税と住民税から原則として全額が控除される制度です(一定の上限はあります。)。

例えば、年収700万円の給与所得者の方で扶養家族が配偶者のみの場合、30,000円のふるさと納税を行うと、2,000円を超える部分である28,000円(30,000円 - 2,000円)が所得税と住民税から控除されます。



※総務省HPより http://www.soumu.go.jp/main sosiki/jichi zeisei/czaisei seido/furusato/mechanism/

ふるさと納税・根室市の実績



ふるさと納税の活用その1

寄附金受納額 の累計

4 7 億円



返礼品調達 事務経費

23億円

活用可能額 ふるさと応援 基金へ積立

2 4 億円



H29までの 活用 (見込) 額 **17億円**

返礼品調達として

市内企業へ還元



H30以降 7億円

ふるさと納税の活用その2

寄附金の使い道

- ① 少子化対策・子育て支援
- ② 経済·雇用対策
- ③ 人材育成
- ④ 北方領土返還要求運動に関する事業
- ⑤ 寄附者の意向を反映し住み良いまちづくりのために 必要と認める事業

根室市が特に力を入れている項目

少子化対策・子育て支援、水産業の振興 防災対策、体育館建設、北方領土返還要求運動関係

ふるさと納税の活用その3

□平成27年度 活用 額273,840千円

- 地方創生総合戦略関係 135,629千円
- 新総合体育館建設基金積立金 100,000千円
- 浸水対策関係 9,048千円
- 春国岱散策路整備関係 13,645千円
- その他 防災関係 155.522千円

□平成28年度 活用額 644,912千円

- 地方創生総合戦略関係 159,585千円
- 新総合体育館建設基金積立金 100,000千円
- 公共施設等維持補修基金積立金 250,000千円
- 高潮対策関係 30,000千円
- 北洋サケマス対策関係 26,789千円
- その他 北方領土・防災関係ほか 15,522千円

□平成29年度 活用額 682,429千円

- 地方創生総合戦略関係 279,890千円
- 新総合体育館建設基金積立金 100,000千円
- 春国岱ふるさとの道整備事業 100,000千円
- 高潮対策関係 100,000千円
- 北洋サケマス対策関係 11,085千円
- その他 北方領土・防災関係ほか 91,454千円

※地方創生総合戦略関係は、多子 世帯保育料無料化、出産支援、 医療従事者修学資金等子育て支 援事業が柱!

平成27年度の主な実績

- · 乳幼児全戸訪問事業経費
- ・こども医療費給付事業
- · 多子世带保育料無料化事業
- ・ひとり親生活支援事業不妊症 治療費等醸成事業
- ・出産支援事業
- · 特定赴任治療費等助成事業
- ・みらいのアスリート、アーティスト応援事業
- ・子育て世帯向け私有地分譲事業

ふるさと納税制度の課題

- 少子化対策・子育て支援事業等義務的経費(将来に渡って継続的にサービスの提供が必要な事業)について事業の安定的継続のための積立が必要
 - → 特定目的基金を設ける
- 事業の選択や基金の執行状況の見える化が必要
 - → 納税者・市民双方に分かりやすく伝える仕組みづくりを
- 経済雇用対策、人材育成のための活用方法について、 具体的な目標設定をもって、取り組む必要がある。
- 観光分野についても、インバウント対策等交流人口拡 大のために事業への投資も必要
- ガバメント・クラウド・ファンディング活用について のルール作りが必要。